

令和2年6月1日

保護者 様

県立三田西陵高等学校
校長 奥山 勝巳

普通教室におけるエアコンの使用に関する基準について

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では各普通教室にエアコンを設置しております。エアコンは学習指導要領に定められている教育活動について使用すると規定されており、また過度の対応による健康被害を防ぐ観点から、県の基準及び本校の使用基準に従って使用しております。

つきましては、下記の内容についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、健康上の理由からエアコンの使用を制限されている生徒も在籍していることから、その生徒に配慮しながら使用していることもあわせて、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

三田西陵高等学校普通教室空調機器（エアコン）使用基準 （抜粋）

- (1) 期間は6月1日から9月30日までとする。
- (2) 使用する場合は次のとおりとする。
 - ・ 授業
 - ・ 模擬試験等
 - ・ 計画的な補習授業
- (3) 運転時間は原則として8：35～授業終了までとする。
- (4) 運転開始と停止等
 - ・ 対象教室の室温が29℃を超えた時に運転を開始する。
 - ・ 冷房の設定温度は28℃とする。
 - ・ 1階廊下の気温が28℃を下回ったら運転を停止する。